

# じどうかん ファミリークラブ会員

随時募集!!

## 児童館とは？・・・

児童館は、子どもたちを健康で情操豊かな健全育成を目的とした施設です。乳幼児の親子から中高生まで利用できます。また、子どもを中心とした地域の方との交流活動の場でもあります。

※安全上、5歳の誕生日後、最初の3月31日を迎えるまでのお子さんは保護者同伴でのご利用をお願いしております。

## ファミリークラブとは・・・

『町の子は、みんな我が子』を合い言葉に、子どもたちの健全育成を目的に楽しく活動するクラブです。児童館活動を一緒に出来る方でしたら入会できます。

### ▼主な活動内容

ファミリークラブ	対象	内容		児童館		
		共通	個別	西原児童館 (945-4393)	坂田児童館 (944-6308)	西原東児童館 (944-0976)
マミーキッズ	乳幼児の親子	文化・生活向上の為に講座 世代交流会、交通安全マスコット作りなど	親子体操、リトミック(講師が来ます)、3館合同社会見学、運動会、クリスマス会など	水曜日 10:30~11:30	水曜日 10:30~11:30	金曜日 10:30~11:30
おはなしクラブ	小学生～一般	マスコット作りなど (開催日時については、随時、お知らせします)	おはなし製作、地域への出張おはなし会など			毎月1回
わははクラブ	小学生～一般		地域清掃、手づくり会、行事のお手伝いなど	毎月1回		

※ 曜日が変更になる場合があります。詳しくは、各児童館にお問い合わせください。

## ファミリークラブの4つの柱

- ① 親子及び世代の交流、文化活動
- ② 児童養育に関する研修活動
- ③ 児童事故防止の為に活動
- ④ その他、児童福祉の向上に寄与する活動

## ファミリークラブ会員になるには？

お近くの児童館で入会できます。手続きして頂いた児童館での会員登録となります。

会費は無料です。(※ 材料費など実費がかかる事があります)



## 西原町子ども・子育て会議の委員募集について

子ども・子育て支援新制度が平成27年度にスタートし、西原町では「ゆいまーるにしたらわらびプラン2015」を策定しました。この計画の推進にあたり、委員としてご意見をいただける方を募集します。

**対象** 中学生までのお子さまがいる町内在住の方で、平日の会議に出席できる方(年1回程度)

**募集人員** 2名 **応募締切** 5月20日

**任期** 委嘱された日から2年間

詳細は、下記にお問い合わせ、または西原町のホームページ\*をご確認ください。  
\*トップページ→新着情報→西原町子ども・子育て会議の委員募集について

お問い合わせ 福祉部こども福祉課 幼稚園・こども園係 ☎945-5311

## 保健カレンダー

事業名	月日	曜日	対象者	受付時間	実施場所
乳児一般健診(午前)★	4月10日	日	H27.11.16生まれ～H27.12.8生まれ	9:00～9:45	西原町保健センター
乳児一般健診(午後)	4月10日	日	H27.5.16生まれ～H27.6.19生まれ	13:00～13:45	
BCG予防接種	4月18日	月	生後5か月～1歳未満	15:30～16:00	沖縄県健康づくり財団
1歳半健診	4月21日	木	H26.8.11生まれ～H26.9.9生まれ	13:30～14:15	西原町保健センター
3歳児健診	4月14日	木	H24.11.8生まれ～H24.12.7生まれ		

★生後9か月から11か月ごろのお子さまに絵本をプレゼントする「ブックスタート事業」を同時に実施しています。(対象者には個別で通知しています)

## 社会保険加入者など(国民健康保険加入者以外)の 健診受診券について

平成28年度は、下記の方を対象に健診受診券を発行します。

- ★20代30代健診 ⇒ 20歳から39歳の男女のうち、
- ★子宮頸がん検診 ⇒ 20歳以上の女性のうち、
- ★乳がん検診 ⇒ 30歳以上の女性のうち、
- ★胃、肺、大腸がん検診 ⇒ 40歳以上の男女のうち、

受診機会がない方  
職場健診などの

例えば・・・

- ・家族の扶養に入っている方
- ・仕事に就いているが、職場での健診機会がない方

職場等で健診の機会があると思われる方へは、受診券を送付していませんが、受診を希望する方は加入している健康保険の種別に関係なく上記の健診が受診できます。お手数ですが、受診を希望される方は健康推進課までお問い合わせください。

お問い合わせ 福祉部健康推進課 保健予防係 ☎945-4791

## 子どもの急な発熱!でも仕事を休めない...

そんな時のために 病後児保育事業の登録を行なっておくと安心です。

利用方法 利用には、年度ごとに登録の申請が必要です。4月から新たに登録してください。

① こども福祉課の窓口で  
登録の申請

② 太田小児科医院で  
利用の申請

★病院で当日の登録及び減免の申請はできません。

非課税世帯等で減免を受けたい場合は、事前にこども福祉課の窓口で申請してください。

対象児童 ※下記の2つの条件を満たす必要があります

- ① 西原町に居住する乳児・幼児または小学校に就学している児童
- ② 病気の回復期にあるため集団保育が困難で、かつ、保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により家庭で育児を受けることが困難な児童

### 利用料金

- ① 保育料 2,000円(1人当たり日額 ※半日利用の場合は、保育料は半額になります)
- ② 食費 500円

※次のいずれかに該当する方は、保育料の免除が受けられます。こども福祉課の窓口で申請してください。

- 申請がない場合、保育料の免除が受けられない場合があります。ご注意ください。
- (1) 市町村民税非課税世帯 ⇒ 保育料一部免除(1,000円) ※半日の場合は半額
  - (2) 生活保護世帯 ⇒ 保育料全額免除

### 実施施設・利用時間

	月	火	水	木	金	土	日
午前	8:30～17:30			8:30～12:00	8:30～17:30	8:30～15:30	×
午後				×			

医療法人ひまわり会 太田小児科医院  
(西原町字小橋川164番地の1) ☎946-5081

お問い合わせ 福祉部こども福祉課 子育て支援係 ☎945-5311

